

○財務省告示第二百七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年七月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年八月十一日

財務大臣 与謝野 馨

- | | | |
|---|----------------|--|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第八十四回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）、「価格競争入札」と同時に「価格競争入札」であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた |

五

方募

イ

ロ

ハ

別債行争非者特国札非 入価法入
 参市及入価・別債発競 札格競 決
 加場び札格第参市行争 発行争 定
 者特国発競 I 加場 入 行争 の

各申込みの応募価格を募入額に
 より加重平均して得られる価格
 をその発行価格とするものによ
 る発行（以下「非競争入札発行」
 という。）と、価格競争入札と同
 行われる入札であつて、財務大臣
 が各国債市場特別参加者ごと
 に応募限度額を定めるものによ
 る発行（以下「国債市場特別参加
 者・第 I 非価格競争入札発行」と
 いう。）及び価格競争入札の募入
 の決定をした後に行われる入札
 であつて、財務大臣が各国債市場
 特別参加者ごとに応募限度額を
 定めるものによる発行（以下「国
 債市場特別参加者・第 II 非価格競
 争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を割り当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの
 募入限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

十 十
一 一
イ 一
ロ 一
發

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 争 格 日
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

平 成 二 十 一 年 七 月 二 十 二 日
額 上 額 平
面 の 面 成
金 そ 金 二
額 れ 額 十
百 ぞ 百 一
円 の 円 年
に 的 につ き 七
つ 募 應 募 月
き 百 価 二 二
百 円 格 十 日
四 錢 以

(一) 年 ○
は 募 入 七
、 払 決 十
式 算 出 額 の セ ン ト
に よ り 金 額 に 加 え 、 受 け た 者
十 号 に 規 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 發 行 時 におい て 、 そ の 利 子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額
十七 償還金支額
十八 元利金支額
十九 払場所参加
二十 払者込

額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を發行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記^(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成二十六年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年七月二十二日